

鹿児島県へき地保育所立入調査実施要領

1 趣旨

この要領は、離島その他の地域において特例保育（子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育）を実施することができる市町村が設置する認可外保育施設に対する児童福祉法第59条第1項の規定に基づく立入調査の実施について、必要な事項を定める。

2 立入調査の基準

立入調査は、2年に1回、へき地保育所に入所している児童の福祉のため必要と認められる範囲内で、別記「へき地保育所指導基準」により行うことを原則とする。

3 立入調査職員

原則として、2人で立入調査班を編成し班長を定める。

4 実施方法

(1) 実施通知

立入調査の通知は、別記1号様式により、立入調査当日の30日前までに通知する。

(2) 実施内容

別に定める「へき地保育所立入調書」により実施する。

(3) 立会い

立入調査は当該へき地保育所を所管する市町村職員の立会いを求めて実施する。

(4) 講評

立入調査班長は、立入調査終了後、当該立入調査の結果について、責任者に対し、現地において講評を行う。

5 結果報告

(1) 立入調査班長は、立入調査を実施したときは、その結果を別記2号様式により、原則として実施日から10日以内に報告しなければならない。

(2) 地域振興局長又は支庁長（以下「地域振興局長等」という。）は、立入調査の結果、必要と認めるものについて社会福祉課へ報告する。

6 結果通知等

立入調査の結果については、別記3号様式により、原則として実施日から30日以内に設置者等に通知するとともに、是正又は改善すべき事項がある場合には、別記4号様式により、改善状況について報告を求める。

7 地域振興局長等の報告

(1) 当該年度の立入調査実施計画について、毎年5月中旬までに社会福祉課へ報告する。

(2) 地域振興局長等は、立入調査の実施結果等について、別記5号様式により、当該年度の3月15日までに社会福祉課へ報告する。

8 実施の協力

地域振興局長等は、その所管するへき地保育所の立入調査の実施について、必要と認めるときは、社会福祉課及び子育て支援課の協力を求めることができる。

9 その他

その他必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年6月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年5月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年5月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。